

「ブラック企業根絶のための法整備を求める意見書」についての提出者の説明

日本共産党の松岡徹です。岩中伸司議員と共同で提出しております議員提出議案第9号「ブラック企業根絶のための法整備を求める意見書」について、提出者の説明を行います。

ブラック企業規制の法整備は、日本の若者、労働者、日本社会にとって喫緊の課題です。いわゆるブラック企業でやられているのは、採用した労働者に過重な労働を強い、次々に離職に追い込むという、大量採用、大量離職・解雇を前提にした経営です。

暴行、暴言、侮蔑、脅迫による精神的な攻撃など、パワーハラスメントも横行し、過大な目標や仕事量による長時間・過密労働が常態化しています。こうした中で、多くの若者が心と身体を病み、退職に追い込まれています。

ブラック企業のやり方を放置しておけば、いわゆる「普通の企業」は、労働者を非人間的なやり方で働かせ、低コストで経営するブラック企業に企業として太刀打ちできません。「普通の企業」が生き残るためには、対抗上ブラック企業のような働かせかたに変わらざるをえず、ブラックな企業が増えていくことになってしまいます。

ブラック企業が成り立つのは、「正社員で募集すれば、いくらでも人は集まる」という労働市場になっているからです。働いている人は「辞めたら正社員での再就職はできない」との思いから、連日の長時間労働にも、パワハラやいじめにも耐えていかざるを得ない状況に追い込まれています。

派遣法をはじめとする労働法制の規制緩和で非正規雇用を労働者の4割近くにまで増やしたことが、ブラック企業の格好の存立条件をつくっているのです。

ところが安倍内閣は、「派遣を常用雇用の代替にしない」という大原則に背いて、正社員を派遣に置き換えることを完全に自由化し、禁止された日雇い派遣も復活させる労働者派遣法の大改悪案を来年の通常国会に提出しようとしています。

こんなことをすれば、非正規雇用がもっと増え、若者が正社員になる道をいっそう狭め、ブラック企業を増やし広げることになってしまいます。

ブラック企業での無法な働かせ方を規制する新しい法律をつくり、人間らしい雇用のルールをつくることを急がなければなりません。

ブラック企業を規制するために、求められる法整備は以下のようなものです。

労働時間を正確に把握・記録し、職場から長時間・ただ働き残業をなくす仕組みをつくること。

各事業所ごとに労働時間管理台帳を作成し、管理職をふくめた全労働者の労働時間を正確に把握・記録することを使用者に義務づけること。

職場から労働時間をチェックすることによって、長時間・ただ働き残業をなくし、「追いつめられている」労働者を救済することができるように、本人はもとより、本人の同意があれば、職場の労働者や家族、友人も、労働時間管理台帳と賃金台帳を閲覧できるようにすること。

残業時間は、労働省告示により年間360時間が基準として定められていますが、これを労働基準法に明記し、年間残業時間の上限を360時間とすること。

厚生労働省の過労死基準、月80時間以上の残業をこえるような残業時間を可能にしている36協定の特別条項は廃止すること。

EUでは、1日の労働が終わり、次の労働が始まるまでのあいだに連続11時間の休息時間を保障することを法制化しています。日本でも、こうした法整備を行うこと。

「サービス残業」は、労働基準法違反の違法行為です。違法行為をした企業に罰則を科すとともに、「サービス残業」が企業にとって「割に合わない」仕組みをつくること。

求職者が、就職を希望する会社が「ブラック企業」に該当するかどうかを判断できるように、新規採用者数と退職者数を企業が公表する制度をつくること。

「就職してみたら話がちがった」という事態をなくすために、企業が作成する賃金台帳や求人募集広告に記載する賃金について、賃金形態（月給、日給、時間給等の区分）、基本給、定期的に支払われる手当、時間外手当、通勤手当、昇給にかんする事項等を明示することを企業に義務づけること。—などです。

厚生労働省が9月に実施した「ブラック企業調査」の結果、対象となった5111事業所のうち、82%にあたる4189事業所で労働基準関係法令の違反があり、是正勧告がなされています。

法令違反があった4189事業所のうち、「違法な残業（時間外労働）があった」事業所が43・8%、「賃金不払い残業があった」事業所が23・9%、「労働条件の明示がなされていない、抜けがあった」事業所は19・4%。1カ月の残業時間・休日労働時間が80時間超という「過労死ライン」の労働者がいる事業所は24・1%、100時間超は14・3%。

法令違反のなかには、社員の7割を係長職以上の「名ばかり管理職」にして残業の割増賃金を支払わなかったケースも含まれています。

政府の調査結果を見ても、ブラック企業規制の法整備は急務です。

以上で、「ブラック企業根絶のための法整備を求める意見書」についての提出者説明を終わります。